

○騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法施行令別表 1
 県公害防止条例施行規則別表 10・11

		騒音		振動
		騒音規制法	音	振動規制法 県公害防止条例
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力 が 3.75kW 以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	原動機の定格出力が 1 kW 以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
	ブラスト	タンブラスト以外で密閉式を 除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計 が 15kW 以上	—
	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	製材・木工場で原動機の 定格出力の合計が 10kW 以 上
土石用または鉱物用の破砕機、摩砕 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
織機		原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
製 建 造 機 資 材 機 械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45m ³ 以上（気ほ うコンクリートプラント除く）	—	—
	アスファルトプラント	混練容量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管（柱）製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		ロール式で原動機の定格出力 が 7.5kW 以上	—	—
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以 上	—	—
	丸のこ盤		—	—
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—

印刷機械	原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が2.2kW以上
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機	—	原動機の定格出力が3.75kW以上	—
鋳造型機	ジョルト式のもの	—	ジョルト式のもの
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kW以上
窯業焼成炉用バーナー	—	燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上	—
燃糸機	—	原動機を用いるもの	—
紙工機械（コルゲーテングマシン）	—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
高速切断機	—	原動機の定格出力が2.25kW以上	—
走行クレーン	—	すべてのもの	—
クーリングタワー	—	原動機の定格出力が0.75kW以上	—
冷凍機	—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
タイル成型用プレス	—	すべてのもの	—